

安全な生活を送るために

ビクトリア州  
南オーストラリア州  
タスマニア州

2013年1月23日  
在メルボルン日本国総領事館

## 1 はじめに

在メルボルン総領事館は、オーストラリアの8つの州／特別地域のうち、ビクトリア州、南オーストラリア州及びタスマニア州の3つの州を管轄しています。これら3州は、いずれも日本とのつながりが深く、治安も比較的安定しており、観光を始め留学、ワーキングホリデー、ビジネスなどで多くの邦人の方が訪れていますが、残念ながら、当地の状況をよく知らなかったために、事件事故やトラブルに巻き込まれる邦人の方が少なくありません。

この「安全な生活を送るために」は、当地に滞在される方が事件や事故に巻き込まれることがないように、基本的な安全対策をまとめたものです。安全に十分に配慮された上で、当地での生活を送っていただきたいと思います。

## 2 各州の特徴及び治安状況

### (1) ビクトリア州

ビクトリア州は、ニューサウスウェールズ州に次ぎ、豪州で2番目に人口が多く、その大部分は州都メルボルンを中心とする南部沿岸に居住しています。第2次世界大戦以降、イタリア、ギリシャ、ロシア等の欧州移民やベトナム、中国等のアジア系移民を多く受け入れており、多文化共生が進んでいます。

ビクトリア州警察の統計によれば、2001年以降、犯罪発生総件数は、ほぼ一貫して減少傾向でしたが、2011-2012会計年度に8.2%の増加に転じました。前年度と比較して、強姦事件が11.8%、暴行傷害事件が14%、空き巣が6.2%増加している他、違法薬物に関する違反での検挙者が23%も増加しました。

メルボルンCBD（中心商業地区）のキング・ストリート、ウィリアム・ストリート、クィーン・ストリート付近やサウスバンク地区のバー付近などにおいては、特に週末の深夜、飲酒絡みで、些細なことから暴行事件に発展するケースが多く発生しています。これら地域はもとより、郊外でも夜間、盛り場付近では十分に注意してください。

また、喫茶店やバーなどでは、バッグ内から財布を盗られたり、机の上に置いていた携帯電話を盗まれるといった置き引き被害が頻繁に発生しています。携行品からは目を離さないようにしてください。

### (2) 南オーストラリア州

南オーストラリア州は、日本の約2.5倍の面積を有し、住民の大部分は州都アデレードを中心とする海岸沿いに住んでいます。アデレードは学術・文化の中心地の一つとして、日本を含め各国からの留学生に人気が高い街です。

南オーストラリア州警察の年間犯罪統計によれば、犯罪発生件数は2000-2001年度以降、ほぼ一貫して減少傾向にあるものの、人口比で見ると、依然として、強盗、暴行・傷害、空き巣などの犯罪の発生率が当館管轄3州の中で最も高くなっています。

アデレード市内中心部では、深夜、ヒンドリー・ストリート周辺の盛り場付近において、暴行事件が多発していますので十分に注意してください。

### (3) タスマニア州

タスマニア州は、北海道と同程度の面積を有しており、南部の州都ホバート付近と北部のロンセストンに人口の多くが集まっています。面積、人口ともに豪州で最も小さな州ですが、観光地として人気があります。

タスマニア州警察の年間犯罪統計によれば、犯罪発生総件数は1997-1998年度以降、ほぼ一貫して減少傾向にあり、2011-2012年度も、前年度に比べて11%総件数が減少しました。管轄3州のなかでは、犯罪発生率は低くなっているものの、若年層による犯罪発生率が豪州国内で最も高くなっており、注意が必要です。また、急な悪天候などによる交通事故も発生していますので、注意してください。

※ 一般的に治安がよいとされている以上の3州ですが、日本国内と比較すると、ほとんどの犯罪で、発生率が数倍以上高い数値となっています。次頁以降の「3 防犯対策」を参考に、防犯に十分に注意してください。

◆各州犯罪統計比較

	ビクトリア州		南オーストラリア州		タスマニア州		日本(参考)	
	発生件数	発生率	発生件数	発生率	発生件数	発生率	発生件数	発生率
殺人	173 件	3.1	22 件	1.3	6 件	1.1	1,051 件	0.8
強盗	3,286 件	58.9	1,020 件	61.6	127 件	24.8	7,984 件 (恐喝含む)	6.2
強姦	2,044 件	36.7	528 件	35.3	126 件	24.6	1,185 件	0.9
暴行・傷害	42,076 件	754.8	15,975 件	965.3	2,706 件	528.5	55,069 件	43.0
住宅対象 侵入窃盗	29,235 件	524.4	10,173 件	614.7	1,671 件	326.3	71,298 件	55.8
オートバイ 自動車盗	15,663 件	281.0	4,928 件	297.5	1,457 件	284.5	92,704 件	72.5
車上ねらい 部品ねらい	46,696 件	837.7	10,353 件	628.2	1,169 件	228.3	68,185 件	97.9

出典：ビクトリア州警察年次報告書、南オーストラリア警察年次報告書、タスマニア警察年次報告書、警察庁（日本）「平成23年の犯罪情勢」

※ 発生率は、人口10万人あたりの数値（発生件数÷人口×10万人）です。各州の数値については2011-2012会計年度、日本の数値については平成23年のものを使用して、当館で作成したものです。

### 3 防犯対策

#### (1) 自宅での注意事項（侵入窃盗等）

- 自宅では、昼夜を問わず施錠をするとともに、短時間の外出でも必ず施錠をしてください。新たな物件に入居した際は、鍵を新たに置き替えることをお勧めします。
- 来訪者に対し不用意にドアを開けた結果、ナイフを持った男が押し入ってきた事例もあります。ドアを開ける前に来訪者を確認してください。
- その他の注意点
  - ・スペアキーを玄関マットや植木鉢の下などに置いておかない
  - ・感知式ライトを設置する
  - ・かかってきた電話には先に名乗らない
  - ・長期不在になるときは、留守であることが分からないように、新聞等を止めておく
  - ・パソコンや家電製品は、万一の場合に備えて、製造番号を控えておく
- 自宅駐車場から車両を盗まれるケースも発生しています。エンジンキーは必ず抜いて、ドアロックをしてください。

#### (2) 外出時の注意事項

##### ア 強盗，暴行，性犯罪

邦人女性が夜間、路上やバス停にいたところ、首を絞められたり、顔を殴られるなどして現金を強奪される事件が過去に発生しています。バスやトラムの停留所から後をつけられて性犯罪の被害に遭うケースも発生しています。

- 比較的安全だと言われている地域でも、夜間は様子が一変します。可能な限り夜間の一人歩きは避けるようにして、明るく人通りの多い通りを選んでください。
- 歩行中に音楽プレーヤーや携帯電話等に気を取られていると、周囲の様子に注意が及ばず、大変に危険です。
- 駅周辺は特に注意してください。被害の多くは駅周辺で発生しています。
- 多額の現金や貴重品は持ち歩かないようにしてください。
- 万一の場合に備えて、出かける前に家族や友人等に行き先を告げておいてください。

##### イ 置引き・スリ

総領事館に連絡のある犯罪被害で最も多いものが、置引きなどの窃盗被害です。カフェで友人と談笑中、目を離したすきにバッグを盗まれたり、図書館でパソコンを使用している間にバッグを盗まれたりという被害が非常に多く発生しています。最近では、目を離した隙に携帯電話を盗まれるケースも多く報告されています。

- カフェ、レストラン、バーでは、バックは膝の上に置くようにしてください。足元や椅子の背もたれなどは狙われやすく大変危険です。「場所取りのために椅子に荷物を置いておく」ことは絶対にしないでください
- 犯人は近くで、どこに財布をしまっているか等、様子を窺っています。
- 友人と一緒にいるからといって安心せず、自分の所持品は自分でしっかりと管理してください

- 背負っていたリュックサックのチャックを開けられ財布を盗まれるスリの被害も発生しています。人混みの中ではリュックサックを身体の前に掛けて視界内に入れておいたほうが安全です。

#### ウ 詐欺

インターネットサイト上での契約に際して、現金を騙し取られる事件が頻発しています。不審点があれば入金を控えてください。また、代金の支払いは信用性が高いと言われていする方法を選ぶようにしてください。近年、不動産賃貸契約に関して、海外に住む大家を装って、海外送金させる詐欺被害が多数発生しています。相手方の確認を十分に行ってください。

街頭では、邦人女性を対象に、親切心につけこみ、言葉巧みに現金を騙し取る事件が数件発生しています。知り合ったばかりの人には現金を貸さないようにしてください。なお、友人間での金銭の貸し借りを巡るトラブルも多く相談が寄せられていますので、注意してください。

#### エ ATMの利用

過去に、ATMで現金を引き出した邦人女性が、エレベータ内で顔を殴られたうえ財布を強奪される事件が発生しています。

人気のない場所のATMは避け、人の比較的多い場所や防犯カメラが設置されているATMを利用するとともに、周囲に不審な人物がいないか、利用後、後ろからつけてくる人物がいないか確認してください。

#### オ 薬物犯罪

繁華街のバーや路地などでは大麻、覚せい剤、ヘロインなどの薬物が取引されていることもあるようです。不審な人物には近づかないようにしてください。

過去に薬物を混入した飲み物を邦人女性が飲まされ、性犯罪の被害に遭うという事件も発生しています。バー等では自分の飲み物から目を離さないようにしてください。

### (3) 自動車運転時の注意事項

#### ア 車上狙い・自動車盗

- 短時間でも車を離れる際には、必ずエンジンキーを抜き、ドアロックをしてください。
- 車内には貴重品だけでなく、バック、サングラス、小銭なども放置しないようにしてください。外から目に付く場所にこれらの物を置いていると、盗み目的でガラスを割られるなどの被害に遭う危険性が高くなります。
- 車は人目につきやすく明るい場所や防犯カメラが設置されている場所に駐車することをお勧めします。
- 豪州でイモビライザ（盗難防止装置）が義務化された2001年より前に製造された車両は、比較的盗みやすいという理由から、使用目的で盗まれる危険性が高くなっています。盗難防止装置の設置をお勧めします。

#### イ その他のトラブル

交通ルールを巡る口論から傷害事件に発展したケースもあります。悪質ドライバーの

挑発には決して乗らないようにしてください。また、高齢ドライバーも多く、予期せぬ動きをすることがあるので、周囲の車にも留意してください。

#### (4) 公共交通機関での注意事項

過去には邦人男性が電車内で首を絞められ現金を強奪される事件が発生しているほか、邦人女性が駅のホームで少女3人組にナイフで刺され現金を強奪される事件も発生しています。

- 電車やバスの車内では運転手の近くに座ることをお勧めします
- 電車の時刻は事前に確認し、長時間、駅にいることのないようにしてください
- 夜間は、できるだけ駅まで迎えに来てもらうようにしてください

## 4 交通関係

オーストラリアは日本と同じ左側通行で、交通ルールに大きな違いもないことから、比較的運転しやすい環境であると言えます。しかし、交通事情や運転マナーは日本と違うところもありますので十分な注意が必要です。

### (1) 運転免許

ビクトリア州、南オーストラリア州、タスマニア州いずれも、日本の有効な運転免許証とその翻訳証明書を携帯していれば車の運転が認められています。国際運転免許証(国外運転免許証)は「日本の運転免許証の翻訳証明」的な位置付けをされていますので、それだけの携帯では運転できず、日本の有効な運転免許証を併せて携帯することが必要です。永住者の方は、居住地の州の運転免許証の携帯が義務付けられています。

※ ニューサウスウェールズ州やノーザンテリトリーでは、総領事館の翻訳証明での車両の運転は認められていませんので、ご注意ください。

### (2) 運転上の注意事項

- 一般的に制限速度は日本よりも高めに設定されていますが、郊外では中央分離帯のない道路が多くあります。速度を出し過ぎてセンターラインからはみ出し対向車と正面衝突すると、大事故となってしまう危険性があります。
- 都市部では歩行者の信号無視や横断歩道以外での横断が目立つので、歩行者の動きには常に注意を払ってください。
- 運転技術に自信のない方には、ドライビング・スクールなどで運転練習をした後に運転することをお勧めします。旅行者や短期滞在者の方で、運転に不慣れなために事故を起こしてしまうケースが後を絶ちません。
- 飲酒運転や薬物を使用しての運転は絶対にしないでください。飲酒運転等により事故を起こした場合、厳しく処罰されるとともに、保険の適用を受けることができなくなります。
- 長距離を運転する場合は、必ず早めに休憩を取るようにしてください。
- 郊外では、夜間、野生動物の飛び出しが多いので注意してください。動物の警戒標識がある地域では、特に速度を控えるなどしてください。動物に衝突して車のコント

ルールを失い、立木に衝突して重傷を負ったケースもあります。

- シートベルトは同乗者全ての着用が義務付けられています。また、チャイルドシートに関しても、お子さんに合ったものを使用することが義務となっています。

#### 《交通事故を起こした場合の措置》

##### ① 負傷者の救護

何よりもまず人命第一です。負傷者がいる場合は直ちに救急車の手配をします。

##### ② 二次的事故の防止と道路交通の回復

車両等を付近の安全な場所に移動させ、交通事故の続発を防止します。

##### ③ 警察への通報

「000」で通報してください。ただし、物損事故の場合で、二次的事故の危険性がある、交通の妨害となる、第三者物件（他人の建物、電柱等）の損壊があるケースを除いては、特に警察への通報を要しません。

ただし、相手が免許証等を所持していなかったり、お互いの情報交換に応じない場合などは、警察官を呼んでください。

##### ④ 相手側情報の聴取

- ・住所、氏名、生年月日、電話番号、ライセンスナンバー等
- ・車両番号、メーカー、車種、塗色
- ・所有者の住所、氏名、電話番号、保険会社名等

##### ⑤ 車の損傷状況の確認

##### ⑥ その他

- ・現場臨場した警察官の所属、氏名、階級等
- ・目撃者等の住居、氏名、電話番号等

##### ⑦ 車両の損傷状況及び事故現場の写真撮影

### (3) 交通ルール等

#### ア フックターン

メルボルン市内中心部等では、「フックターン（二段階右折）」をしなければならない交差点があります。標識（白地に黒）を見落とさないようにしてください。

#### イ トラム後方での一時停止

トラムが安全地帯のない停留所で客の乗降のため停車しているときは、車両はその後方で停止しなければなりません。

#### ウ ラウンドアバウト

交差点に「ラウンドアバウト」と呼ばれるロータリーが多く設けられています。ラウンドアバウトでは、自分から見て右側から進入してきた車両が優先されます。

#### エ 路上駐車

駐車可能な時間、曜日、条件（パーキングチケット制等）が標識で示されているので確認してください。また、駐車車両の道路側のドアが突然大きく開いたり、駐車スペースを見つけた車両が急に停車することがよくあります。安全な速度と十分な車間距離を

保って運転してください。

#### オ 踏み切り

特別な指示がない限り、一時停止する必要はなく徐行で通過できます。急に停止すると後方から追突される危険性があります。

#### カ 速度制限

シティ中心部では40キロ、その周辺部では50キロ～60キロ、郊外では80キロ～100キロと、日本に比べ高めに設定されています。同一道路でも最高速度が小まめにも変わりますので注意が必要です。特に、スクールゾーンでは、登下校の時間帯には、制限速度が40キロに制限されていますのでご注意ください。

#### キ 交通違反取締り

無人カメラや警察官による速度超過や信号無視の取締りが各所で行われています。また、飲酒運転や駐車違反の取締りも、昼夜を問わず、頻繁に行われています。

#### ク レンタカー

自損事故をカバーしない保険契約をされていた方が、事故後に高額な修理代を請求されたケースが発生しています。レンタカーを借りる場合は、単独事故も広くカバーする車両保険に加入することをお勧めします。なお、保険の補償内容を事前に十分確認しておくようにしてください。

また、身に覚えのない傷について、後日請求されるケースも散見されています。運転開始前、終了後によく確認するとともに、担当者に確認させる、写真を撮っておくなどの措置がトラブル防止に有効です。

#### ケ 自転車

3州ともに、ヘルメットの着用が義務付けられています。走行時は、基本的に自転車専用レーンや車道を走行します。夜間は事故の危険が高くなりますので、反射材を装着するなどしてください。

## 5 テロ情勢

現在までのところ、日本人・日本権益を標的としたテロや誘拐等の脅威が高まっていると認められる情勢にはありません。しかしながら、当地では過去にテロ未遂事件が検挙されており、2012年9月にも、メルボルンのイスラム教関連施設等に対する警察の捜索により、爆発物の製造方法が記された資料や複数の銃器等が押収され、関係者1名が逮捕されていますので、引き続きテロに対する警戒が必要です。

- (1) テロの標的となる可能性のある施設（軍関連施設、宗教施設等）には、できる限り近づかないでください。
- (2) 大勢の人が集まる場所では、周囲の状況に注意を払ってください。
- (3) 新聞、テレビ、インターネットなどを通じてテロ情勢に関する最新情報の収集に努めてください。（テロに関する情報は「海外安全ホームページ」(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)でもご覧いただけます)

## 6 緊急事態対処

### (1) 平素の準備と心構え

- ア 非常時の連絡先（警察，病院，総領事館等）を確認しておく
- イ 非常持出品（ラジオ，懐中電灯，救急用品，水など）を準備しておく
- ウ 家庭や職場において，避難時の集合場所を決めておく
- エ 旅行等で自宅を不在にする際は，日本の家族等に行き先等を連絡しておく
- オ 総領事館に在留届を提出してください（3か月以上滞在する場合，在留届の提出は法律で義務付けられています）

### (2) 緊急時の行動

- ア あわてず落ち着いて行動する
- イ ラジオ，テレビ，インターネット等からの情報入手に努める
- ウ 退避後に，総領事館への連絡をお願いします

## 7 その他の注意事項

### (1) 医療保険への加入

ビジネス，留学，ワーキングホリデー及び観光などで滞在される場合には，万一の事故や病気に備えて海外医療保険等への加入を強くお勧めします。多少割高にはなりますが，当地で加入することもできます。また，当地では救急車は有料で費用も高額ですので，救急車による搬送にも対応可能な保険に加入することも検討してください。

### (2) 生活関連

#### ア 警察・消防・救急車

犯罪，火災，救急はいずれも「000」で通報します。まず警察，消防，救急の別を告げ，その後，状況を伝えてください。また，電話通訳サービスを行っているので，日本語の通訳を必要とする場合は，その旨を教えてください。

#### イ 賃貸トラブル

オーストラリアでは，家主の権限が広く認められていますが，家主から法外な要求をされたり，家主がその義務を果たさないなどのトラブルも発生しています。賃貸契約に際しては次のことを参考にしてください。

- 信頼性の高い不動産業者を利用する
- 契約開始時の家の状態をしっかりと確認し，傷などは写真に撮っておく
- 壁に穴を開けるなど，現状を変更する場合は，事前に文書等で不動産業者等に問い合わせ承諾を取り付けておく
- 契約書やトラブルに関する文書は，保存しておく
- トラブルが発生した場合は，すぐに公的専門機関に相談する

#### ウ ルームシェアに関するトラブル

オーナーがセクハラ行為を行う，契約にない料金を請求される等のトラブルが発生しています。ルームシェアを決める前には条件をしっかりと確認し，書面を作成するなど

して後日のトラブル防止を心掛けてください。オーナー、シェアメイト、契約内容、安全面などを十分に確認した上で入居を決めてください。特に女性の方は、性的被害を防止するため次の点にも注意してください。

- シェアメイトが男性だけの場合、例え「すぐに別の女性が入居する」などと言われても信用しない
- 体を触られた、部屋を覗かれたなど軽微なものも含め性的な被害に遭えばシェアを中止するとともに、すぐに最寄りの警察署に届け出る

## 8 総領事館メールマガジン

当館では、登録して頂いた在留邦人の皆様宛てに、毎月20日、「総領事館からのお知らせ」として、当地の安全情報、領事行政情報等をメール（日本語）で配信しています。

このメールマガジンは、テロや大規模災害等の緊急事態の際にも、総領事館からの連絡手段の一つとして使用させて頂くものです。緊急時に必要な情報を迅速に入手できるよう、登録をお願いいたします。

メールマガジンは、当館ホームページ (<http://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/>) のトップページから、登録していただくことができます。又は、当館に、氏名(ローマ字)、生年月日及びEメールアドレスをご連絡いただいても結構です。

当館管轄地域(ビクトリア州、南オーストラリア州、タスマニア州)から転出された方、日本に帰国された方で、現在もメールマガジンを受領されている方は、その旨、帰国・転出年月日と共に当館までご連絡ください ([meljapan@nexnet.net.au](mailto:meljapan@nexnet.net.au))。当館の在留届のデータを確認するとともに、メールマガジンの配信を中止させていただきます。

## 9 各種相談等

### (1) 法律相談

日本と異なり、オーストラリアの弁護士は専門分野に分かれて活動しています。例えば、企業専門の弁護士に個人の民事相談を依頼しても、通常は受け付けてもらうことができません。弁護士が必要な場合には、弁護士協会等の公的機関から専門分野の弁護士を紹介してもらうことをお勧めします。

また、Legal Aid、Community Legal Centre等では、刑事、民事に係わらず、無料若しくは廉価で相談に応じていますので、相談してみることをお勧めします。

### ビクトリア州

#### ○ 弁護士紹介

Law Institute of Victoria	03-9607-9311
---------------------------	--------------

#### ○ 法律相談

Victoria Legal Aid ( <a href="http://www.legalaid.vic.gov.au">http://www.legalaid.vic.gov.au</a> )	
Melbourne	03-9269-0234

Bendigo	0 3 - 5 4 4 8 - 2 3 3 3
Broadmeadows	0 3 - 9 3 0 2 - 8 7 7 7
Dandenong	0 3 - 9 7 6 7 - 7 1 1 1
Geelong	0 3 - 5 2 2 6 - 5 6 6 6
Community Legal Centre	
Fitzroy Legal Service	0 3 - 9 4 1 9 - 3 7 4 4
Eastern Community Legal Centre	0 3 - 9 2 8 5 - 4 8 2 2
Essendon Community Legal Service	0 3 - 9 3 7 6 - 7 9 2 9
St. Kilda Legal Service	0 3 - 9 5 3 4 - 0 7 7 7
Women' s Legal Service	0 3 - 9 6 4 2 - 0 8 7 7

## 南オーストラリア州

### ○弁護士紹介

Law Society of South Australia	0 8 - 8 2 2 9 - 0 2 0 0
--------------------------------	-------------------------

## タスマニア州

### ○弁護士紹介

Law Society of Tasmania	0 3 - 6 2 3 4 - 4 1 3 3
-------------------------	-------------------------

### ○法律相談

Community Legal Service	
Hobart Community Legal Service	0 3 - 6 2 2 3 - 2 5 0 0
Launceston Community Legal Service	0 3 - 6 3 3 4 - 1 5 7 7

## (2) 査証申請

Department of Immigration and Citizenship (豪州移民市民局)	1 3 1 - 8 8 1
--	---------------

## (3) 賃貸トラブル

Consumer Affairs Victoria(VIC)	1 3 0 0 - 5 5 8 - 1 8 1
Tenants Union of Victoria(VIC)	0 3 - 9 4 1 6 - 2 5 7 7
Consumer Office and Fair Trading, Business Affairs (TAS)	1 3 0 0 - 6 5 4 - 4 9 9

## (4) 電話通訳サービス

Telephone Interpreter Service	1 3 1 - 4 5 0
-------------------------------	---------------

## 10 関係連絡先一覧

外務省関連	
外務省代表	03-3580-3311 (日本)
海外安全相談センター	03-5501-8162 (日本)
外務省海外安全ホームページ	<a href="http://www.anzen.mofa.go.jp/">http://www.anzen.mofa.go.jp/</a>
外務省ホームページ	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/">http://www.mofa.go.jp/mofaj/</a>
大使館・総領事館	
在オーストラリア大使館	02-6273-3244
在メルボルン総領事館	03-9679-4510
在シドニー総領事館	02-9250-1000
在ブリスベン総領事館	07-3221-5188
在パース総領事館	08-9480-1800
在ケアンズ出張駐在官事務所	07-4051-5177
ビクトリア州	
メルボルン日本人会	03-9642-2120
ビクトリア日本クラブ	03-9570-9406
南オーストラリア州	
アデレード日本人会	08-8379-2851
タスマニア州	
タスマニア日本クラブ	03-6223-5195